

角田市婚姻推進活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独身者の結婚相談所等の利用を促進し、結婚の機会拡大を図ることを目的に、結婚相談所等に入会した者に対し、予算の範囲内において角田市婚姻推進活動支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、角田市補助金等交付規則(平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 第 6 条の規定による申請書の提出時点で市内に住所を有する18歳以上、かつ、現に婚姻をしていない者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定する者を除く。)をいう。
- (2) 結婚相談所等 県内に実店舗を有し有料で会員登録を行い、本人確認書類及び独身を証明する書類等の提出を義務づけている事業所をいう。

(助成金の交付の対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独身者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ア 令和 7 年 4 月 1 日以降に、結婚相談所等に入会した者であること。
 - イ 市税の滞納がないこと。
- (2) この要綱による助成金の交付を受けていない者又は助成金の交付を受けた者であって、当該助成金の受領額が第 5 条に規定する助成金の限度額に達していないもの

(助成金の交付の対象経費)

第 4 条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、結婚相談所等に入会費を支払った日の属する年度及び当該年度の翌年度の 3 月 31 日までに支払った入会費、月会費、成婚料とする。ただし、この要綱による助成金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助金等の交付の額を除いた経費とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- （1） 入会費 入会費として助成対象者が支払った額とし、10万円を限度とする。
- （2） 月会費 月会費として助成対象者が支払った額の2分の1の額とし、10万円を限度とする。
- （3） 成婚料 成婚料として助成対象者が支払った額とし、10万円を限度とする。

2 前項第1号又は第3号の助成は、いずれも助成対象者1人につき1回限りとする。

3 第1項第2号に規定する助成金は、助成対象者1人につき1事業所に対して支払うものに限る。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、角田市婚姻推進活動支援事業助成金交付申請書（様式第1号）及び角田市婚姻推進活動支援事業助成金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、助成対象経費を支払った日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（様式第3号）
- （2） 本人確認ができる証明書の写し
- （3） 入会日等が分かる書類の写し
- （4） 独身者であることの証明の写し
- （5） 市税の滞納がないことの証明の写し
- （6） 助成対象経費を支払ったことが分かる領収書等の写し
- （7） その他市長が必要と認める書類

2 前条に規定する助成金の交付を受けた者が申請する場合にあっては、既に市長に提出されている書類の内容に変更がないときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、角田市婚姻推進活動支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の額の確定）

第8条 規則第13条の規定による助成金の額の確定は、角田市婚姻推進活動支援事業助成金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成金の請求は、角田市婚姻推進活動支援事業助成金請求書（様式第6号）によるものと

する。

(決定の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者が、助成金の交付を受けた日から起算して6月以内に市外へ転出したとき。
- (3) その他市長が助成金の返還を相当と認めるとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、病気、災害等、その他自己の都合によらずやむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。